

令和7年8月5日

市政記者クラブ 様

港区役所区政部総務課
担当：三品（654-9610）

港区役所における文書の配付誤りについて

港区において、下記のとおり通達員による配付誤りがありましたのでご報告いたします。

記

1 発生日

令和7年8月4日（月）

2 発生場所

港区小碓学区内（港区港北町3丁目付近）

3 事実の概要

令和7年8月2日（土）、通達員がAさんに配付すべき「児童手当認定通知書（以下「通知書」という。）」をBさんに配付しました。Bさんが封筒を開封したところ、Aさん宛てのものであったことから、8月4日（月）、区役所にご連絡をいただき、配付誤りが判明しました。

4 漏えいした個人情報

住所、氏名、受給者番号、申請年月日、支給対象となる児童の数、手当月額、支給開始年月

5 対応

- ・Bさんに対しては、8月4日（月）、区役所職員が訪問し謝罪するとともに、通知書を回収しました。
- ・Aさんに対しては、8月4日（月）、区役所職員が電話で謝罪しました。後日改めて訪問し謝罪するとともに通知書をお渡しします。

6 原因

ポストに投函する際の確認が不十分であったため。

7 再発防止策

通達員全員に対し、個人情報及び配付文書の重要性について改めて周知するとともに、事前準備の段階で配布物の住所、氏名を地図にて確実に確認し、配付時にも必ず住所と氏名を確認したうえで投函するよう注意喚起を行い、文書の確実な配付を徹底します。